

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度

株式会社プロケア
ちゃいれっく新作保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ
- Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成
- Ⅱ-3 運営の透明性の確保
- Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス
- Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ちやいれつく新作保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	小田桐 雄太
定員(利用人数):	60名(61名)
所在地:	〒213-0014 神奈川県川崎市高津区新作4-8-11
TEL/FAX:	TEL:044-789-5665 FAX:044-789-5666
ホームページ:	http://www.procare.co.jp/
開設年月日:	2018年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社プロケア

職員数	常勤/非常勤	常勤:16名	非常勤:6名
	専門職員(名称)	園長:1名	主任:1名 保育士12名
		保育補助:2名	看護師:1名 栄養士:2名
		調理補助:1名	事務員:1名 用務員:1名

施設状況

保育室:6室	トイレ:5ヶ所
調理室:1ヶ所	事務室:1室
園庭:有	

③理念・基本方針

保育理念
『大地にがっしり根を張る大樹となってほしい』この子らはどんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけ人を笑顔にするのだろう。子どもが＜大樹＞と育つための、その基となる
＜根っこ＞を育てるお手伝いをしたい、そうプロケアは願っています。

保育方針
＜こころ＞＜からだ＞＜生活＞の三位一体の保育を目指します。
【こころ】 温かい「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む。
【からだ】 生活のリズムを整えたり、食育の取り組みを通して健やかな身体を育む
【生活】 様々な経験を通じて、主体性と協調性を育む

園の保育目標
1. げんきな子
2. おもいやりのある子
3. さいごまでがんばる子

④施設・事業所の特徴的な取組

<リズム運動>

リズム運動では、毎日の取り組みとして行っている。ピアノの音に合わせて、体を動かす際に手や足の指先まで意識して動かせるように声かけを行い、繰り返し行う事で、体感が鍛えられたり、脳に刺激がいくことで、活性化されたりすることを期待し取り組んでいる。

<絵本の取り組み>

日々の活動の中で、切り替えの場面などで絵本の読み聞かせを行っている。絵本の世界を知り、絵から見えるものや語彙の獲得など、様々な面で得られるものがあります。また、保護者へ向けては、乳児、幼児に合わせて貸し出しの絵本を用意している。また、職員のおすすめの絵本を掲示したりと子どもたちの興味関心を広げられるようにしている。

<食育活動>

各クラス毎月実施できるように計画。食材に触れる機会や、食に関しての日本の伝統文化を知ること、実際に野菜を育てて収穫することなど、様々な体験や経験を通して食に興味をもてるように促している。

<英語教室>

2歳児以上を対象に2週に1度実施している。2歳児:20分間、3,4歳児:30分間、5歳児:40分間

外部の日本人講師による、英語の曲やイラストなどを用いて、様々な言葉があることを知るきっかけ作りをしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日:令和4年5月1日

訪問調査日:令和4年10月26日

評価結果確定日:令和5年1月18日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回: 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子どもを中心に保護者と連携した保育が実践されています

全体的な計画をもとに子どもの姿を捉え、個別計画を作成しています。個別計画を保護者に確認してもらい、その後の振り返りも保護者押印によって確認し、次の計画を作成しています。園長、主任が中心となり、園の保育方針に沿った保育計画のPDCAを行い、子どもに合わせた保育計画となっています。園長は、保護者と顔の見える関係を大切にし、保護者の意向に沿うよう努め、全職員で子どもを育む姿勢が伺えます。また、職員と保護者の良好な関係から子どもの自己肯定感の育みへつながっています。

2)職員の就業状況や意向を把握した働きやすい環境を整備をしています

園長と主任は職員就業状況や意向を把握し連携を図っています。毎日終業後に職員へ声をかけ、相談に応じるなど心身の状況を把握するように努めています。職員会議では、保育の質の向上について意見交換を行ったり、看護師によるワンポイント研修を実施して知識を深めるなど、職員全体で意欲的に取り組んでいます。また、職員の日々の体制表により、人員の工夫をするなど互いに協力し合って業務を遂行できるようにしています。職員の意欲向上を図りながら働きやすい職場づくりを行っています。

3)保護者との情報交換が円滑に行われています

コロナ禍で、玄関対応だった時期もありますが、現在は園の中まで保護者が入れるようになりました。入口のすぐ右手には、保護者宛ての掲示板があり、園だよりや保健、給食だよりなどの掲示で情報提供し、園での様子を知らせています。個別の連絡帳を使用したり、廊下に職員おすすめの絵本展示がされていたり、子どもの作品も飾られています。送迎時には積極的にコミュニケーションを図り、日々の様子を伝えたり、何気ない言葉かけからも関係性を築くよう取り組んでいます。利用者調査の結果からも園の取組や対応への理解が伺えます。

4)職員全体で園運営を行う体制づくりが期待されます

園の理念や方針の実現に向けて、組織的な取組を進めていくために、中・長期計画を策定し、各項目に沿って業務を遂行しています。単年度ごとの計画に反映させながら、計画的な取組を着実に進めています。園長は職員全体で園運営を行う体制づくりが必要と考えており、中・長期計画と単年度の計画について、職員間での共有化を図りながら進めていますが、職員の自己評価から内容浸透が不十分な面が見受けられます。計画について内容の理解を深めていけるよう更なる取組が期待されます。

5)苦情解決システムの周知方法についての取組が期待されます

園の重要事項説明書に「ご意見・苦情・相談について」を記載しており、「受付方法」「相談・苦情受付担当者」「相談・苦情解決責任者」とその他の相談窓口で「第三者委員」についても明記して資料提供を行っています。しかし、利用者調査のアンケートでは「いいえ」の回答が3割ほどある状況です。保護者に第三者委員の存在と、利用できる安心感とを伝え、更に保護者周知を図ることが期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名:ちやいれつく新作保育園

第三者評価を行い、これまでの保育を振り返る良い機会となりました。園長だけでなく、園全体の職員全員が評価に携わることで、ひとつひとつ見直す機会となり、保育において再確認することができました。今回の結果を職員で確認しながら、良い評価を受けた部分は継続して取り組んでいき、改善が求められる部分は、職員とともにより質の高い保育ができるよう、取り組んでいきたいと思ひます。そして、地域の方々に必要とされる園であり続けられるよう、職員一同精進して参ります。今後も引き続き子ども一人ひとりの成長に合わせた保育はもちろん、保護者の方が安心してお仕事ができるように園を運営して参ります。最後になりましたが、今回の受審にあたり、アンケート調査にご協力いただいた保護者の皆様に感謝いたします。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

＊全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

＊評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

保育方針、保育目標は、園の玄関等にも明示され「全体的な計画」をもとに、園運営で欠かすことができない重要事項としています。保育理念や基本方針はホームページやパンフレット、園の重要事項説明書に記載しています。保育理念は保育所としての使命や目指す方向性を示し、法人の使命をはじめとする保育方針は職員の行動規範となる内容となっています。保護者へは、入園時の説明のほか、保護者懇談会にて説明を行い、入園後も継続的な周知を行っています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は、高津区の園長会で情報を聞き、地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握しています。把握した情報は法人と共有して分析を行い、園運営の方向性について協議しています。園が位置する地域での子どもの数や保育ニーズなどのデータを収集し、経営環境や課題を把握しています。保育のコスト分析や利用者推移、利用率の分析は法人で定期的に実施し園に知らせていますが、職員への周知に課題があります。

第三者評価結果

3 I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
- ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ☒ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

経営環境と園の運営状況の分析に基づき、人材確保、人材育成支援、地域支援などの改善すべき課題点を明らかにしています。園長は課題の改善に向けて検討を行い、エリアマネージャーへ報告しています。職員会議では、人材確保などの課題について改善策を周知し、職員の紹介から職員採用につなげるなど具体的な取組をしています。また、保護者支援、地域支援のあり方についても月初や月末の会議の中で職員と意見交換を行うなど改善に向けた取組を進めています。職員への周知に課題があります。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定してなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ☒ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

長期計画は、3年として策定されており、中期計画は1年計画として、理念や方針の実現に向け法人及び園のビジョンを明確にしています。ビジョンに向けた取組を計画的に推し進めるため目標を策定しています。園が課題としている人材確保や人材育成、地域支援、保護者支援などは組織的に取組を進めています。中・長期計画及び中・長期収支計画は見直しをもった計画を策定し、1年ごとに評価を行って数値化し、次年度に向けて適宜見直しを図りながら進めています。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - ☒ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

単年度における事業内容を具体的に記載した事業計画と、計画に沿った単年度の収支計画を策定しています。利用者の受け入れ数や職員体制、健康管理、衛生管理、主な行事、職員会議、福利厚生、施設管理などの項目を設定し、実行可能な取組内容を記載しています。中・長期的な視点での課題の改善に向けた取組内容、具体的な成果目標も反映しており、年度毎の実施すべき取組内容を組み入れた事業計画を策定しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
 - b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
 - c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

単年度の事業計画は、職員会議などで話し合われた内容を踏まえて策定しています。年間の活動内容については、年度末に評価、反省を行い、次年度へつなげた内容にしています。毎月初の職員会議で活動の振り返りをしていますが、年度末の職員会議で行われる年間の振り返りを事業計画の評価へ反映し、次年度の計画策定に生かしています。利用者の保護者満足度調査の内容も加味し、職員全体で園運営を行えるよう、中・長期計画と単年度の計画について職員間での共有化を図る取組を行っていますが、職員の理解が不十分な面を課題としています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

保育内容や健康管理など、事業計画の主な内容は、「重要事項説明書」に明記し、入園説明会や保護者懇談会にて、園長が保護者に説明を行っています。保護者が参加する行事など年間の行事予定表とともに保護者に配付しています。園の行事については、内容などを明記したお知らせなどを保護者へ配布し、保護者が参加しやすいよう開催方法や内容の説明を行っています。今年度から新たなシステムを導入するにあたり、運営委員会を通して、保護者へ周知しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

保育実践や行事の実施については、各クラス内や担当する職員間での話し合いに基づいて評価を行っています。月末会議で各クラスの保育内容の報告を行い、話し合われた内容は、職員会議で報告し合い、園長はじめ全職員で共有し次の指導計画や行事計画へ反映しています。組織的に保育の質の向上に向けて、評価を行う体制が整っており、PDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を実践しています。行事毎や年に一度の保護者アンケートを実施し、保育内容の向上に向けた取組を行っています。園の自己評価は年度末にまとめ、評価に対する分析や検討を行って次年度に向けた取組としています。

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
---	---

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

園の自己評価の評価結果を分析し、抽出した課題点を自己評価票へ明記しています。課題点は、職員へ周知し会議で共有し、改善策について意見交換を行っています。職員会議で出された意見を踏まえて、園長、主任を中心に職員が参画し課題解決について改善策を具体化して実施につなげています。改善策を計画的に実行するために、中・長期的な視点での改善計画と単年度の改善計画に反映しており、実施状況が必要に応じて見直ししながら、計画的に取り組んでいます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
 - ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は、職務分担表に役割・責任を明記し、園にも掲示しています。職員一人ひとりが主体的に園運営に関われるよう、自らの役割と責任を果たしながら、取組を進めています。子どもたちの最善の利益を第一に職員間で連携を図るよう伝えています。運営規程に園長、主任、各職種の役割と責任を明記し、平常時及び有事の際の園長不在時には主任が代行することを明示し周知しています。各種マニュアルをもとに施設全体の危機管理に努め職員間での共有化を図っています。

第三者評価結果

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
 - ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
 - ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
 - ☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は管理者向けの研修会や高津区の園長会でコンプライアンスに関する情報を得て、遵守すべき法令等を十分理解し業務を遂行しています。入職時には、就業規則を基にハラスメント防止や守秘義務などの法令を遵守すること、保育園職員としての社会的責任を伝えています。職員会議では、ニュースになった案件を取り上げて注意喚起を行い、環境への配慮等を含む遵守すべき法令等を正しく理解できるよう職員への指導を行っています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
 - ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
 - ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
 - ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は、指導計画や保育日誌などの記録を確認し、コメントを入れ、職員の気づきや質を高められるようにしています。各クラスの保育へ入り様子を見て、保育の質の現状把握に努めています。月末会議では保育の質に関する課題を共有し、改善に向けて意見交換を行い、意見を反映できるようにして保育の質の向上に意欲的に取り組んでいます。園長は、主任や看護師、リーダー職員と連携を図り、看護師による研修を継続させるなど園内研修の充実を図っています。また、法人主催の研修を受講し、保育の質の向上に努めています。

第三者評価結果

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は、法人の人事課、採用課、経理課などと連携しながら経営の改善や業務の実効性に向けて、園における人員体制や業務体系、財務状況などの現状分析を行っています。個々の職員の希望を踏まえて主任やリーダー職員と話し合いを行い、働きやすい人員配置、業務改善の実施につなげています。日々の体制表を作成して職員の動きを見える化し、互いに協力し合って事務業務を行う時間を確保できるようにしています。また、有給取得は計画的に取得できるようシステムを活用し、取得状況を把握して働きやすい環境整備に努めています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
 - ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
 - ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園運営に必要な人員体制や人材確保、人材育成に関する基本的な考え方、方針については、法人の採用課と連携し、具体的な計画のもとで話し合われています。人材育成のひとつとしてリーダー制度を設けており、研修を通じて計画が作成されています。研修後の報告書に園長からのコメントを記入し、学びの進捗、育成につなげています。人材確保は、園における採用活動として職員紹介制度を活用しています。ハローワーク、求人サイト、園のホームページの活用や養成校との連携など人材確保につなげています。行政の仕組みを活用して資格取得するための仕組み作りを確立し、保育補助者を積極的に採用して資格をとれるようにするなど人材確保につなげています。

第三者評価結果

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
 - b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 - c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ☒ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
 - ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
 - ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
 - ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
 - ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
 - ☒ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

<コメント>

園の保育理念に基づいた「期待する職員像」やキャリアパスの仕組みを明確に示し、職員が自ら将来の姿を描くことができるよう総合的な人事管理の仕組みを確立しています。就業規則と給与規程で人事基準を明確に定め、職員に周知しています。年に2回人事考課を実施し、目標設定の確認や職員の専門性や業務遂行能力、職務に対する成果や貢献度等を評価しています。職員処遇の水準については、地域性や職員の意見などを踏まえて、法人で分析を行い、改善について検討を行っています。園の保育理念に基づいた「期待する職員像」やキャリアパスの仕組みを明確に示しており、職員自ら先を見通した将来設計が描けるよう取り組んでいます。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
 - b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
 - c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

労務管理実務は、園長の責任のもと、事務職員や主任が職員の有給休暇取得状況や時間外労働などを把握しています。職員の有給や残業についてシステムを通して法人も把握し労務管理を行っています。園長は、年2回、職員と個人面談を実施しているほか、日々職員の様子を見ながら、声をかけたり、相談に応じるなどしています。産休、育児休暇のほか、短時間勤務を導入し、子育てしながら仕事を継続できる環境を整えています。家賃補助や永年勤続制度もあり、希望に沿って休暇がとれるようワークライフバランスに配慮しています。休憩室では、過ごしやすいよう工夫するなど、働きやすい職場づくりに努めています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 - b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 - c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 - ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 - ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 - ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

「期待する職員像」を明確にし、年度末に実施する職員個々の自己評価結果を踏まえて、年度初めに各自が職務分野別目標シートで個別の目標を設定しています。園長との個人面談で、目標内容や目標水準が適切に設定されているかを確認し、必要に応じて園長がアドバイスをを行っています。年度の中間時期には、園長との個人面談で設定した目標について進捗状況を確認し、2回目の個人面談で目標達成度の確認を行い、個々の自己評価につなげています。今後は更なる「期待する職員像」の浸透に向けた取組が期待されます。

第三者評価結果

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
 - b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
 - c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
- ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。

- ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

「期待する職員像」をもとに、園内、園外の研修計画を策定しています。外部研修を中心に、年齢別保育研修、障がい児保育、食物アレルギー研修、救命救急法研修など、職員に必要とされる研修計画を策定しています。さらに、法人主導研修を年12回行っています。園内研修では、看護師の指導のもと、けがの処置方法や嘔吐処理方法、衛生管理に関する内容などを実施しています。研修計画は、研修報告書などを参考に年度末に研修内容の見直しを行い、次年度の計画作成につなげています。「期待する職員像」が更なる職員の目指す職員像となるよう全職員が学び研鑽に取り組んでいます。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 - b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 - c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園長は、法人主催研修、キャリアアップ研修、外部研修など職員個々の技術水準や専門資格の取得状況などを把握し、一人ひとりの経験年数や能力に応じて研修を受講できるよう、本人の希望も踏まえて外部研修の参加調整を行っています。新入職の職員へは、個別的なOJT研修を実施しています。外部研修は、キャリアアップ研修や看護師、栄養士が参加する研修、テーマ別研修などを組み入れています。外部研修の情報は随時職員に提供し、外部研修への参加も推奨しています。職員が希望分野の研修へも参加できるよう勤務状況に配慮しています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。

- ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☒ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☒ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

受け入れマニュアルがあり、受け入れに関する園としての基本姿勢を明記しています。マニュアルには、実習生の受け入れ手順や対応方法、実習生に学んでほしい内容などを記載し、職員間で共有しています。実習は、学校側の実習のプログラムやねらいに沿って実施しています。各クラスのリーダーと指導内容を統一し、指導を担当する職員には園長と主任がアドバイスをを行い、効果的な実習が行えるようにしています。実習中は担当職員と実習生が毎日振り返りを行い、学びにつなげています。実習生の受け入れを継続して実施できるよう法人と連携を図っています。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

園のホームページには、保育理念や保育内容、苦情対応体制、苦情件数、改善状況を掲載し、現況報告書を公表しています。財務諸表決算は、園だよりや園内で掲示を行い、保護者へ公表しています。地域に向けて親子で保育体験、交流保育、育児相談などの取組についても園のホームページに掲載しています。園の利用希望者向けに園見学の随時の受け入れ、高津区ホームページやひろばノートに園の情報を提供するほか、園の説明会やこども110番のポスターなど掲示を行い、園の存在意義や役割を社会や地域に向けて発信しています。

第三者評価結果

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

- ☑ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ☑ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ☑ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ☑ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

経理規程に事務や経理業務に関する取り決めに明記し、職務分掌と園長の権限や責任を明確にして職員に周知しています。毎月の事業内容や会計データを法人に報告し、園の担当者などの確認を得て、法人監事による定期的な内部監査を実施し、法人へ報告を行い承認を得ています。毎年、外部の会計監査を受けており、会計処理事務の方法などについては、適正な業務を遂行できるよう努めています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☑ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☑ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☑ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☑ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 - ☑ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

運営規程に地域との関わり方についての基本的な考え方を明記していますが、周知に課題があります。地域の行事やイベントなどのポスターを掲示するなど、活用できる社会資源や地域の情報を保護者に提供しています。高津区主催のイベントに参加し七夕まつり、ひなまつり、作品展へ参加しています。「ホッとこそだて・たかつ」ガイドブックに園の情報を掲載しています。散歩コースで地域の人と挨拶を交わすなどして、触れ合っています。子どもたちは、近隣の「新作八幡宮」の「こども神輿」の見学に訪問し、神輿の「担ぎ方」や「神事の成り立ち」を聞き、自作のお神輿を完成させています。地域を通じて地域の世代間とのふれあいの大切さや楽しさ、達成感を味わうことにつながっています。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ☒ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☒ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☒ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☒ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア受け入れのマニュアルに受け入れに関する園の基本姿勢を明記しています。運営規程には、地域の学校教育等への協力について、園の基本姿勢を明記しています。年長児が主に、学校訪問、手紙の受け渡し、小学校との連絡、連携を行い、避難訓練では地域の中学校と連携し、有事の際の迅速な対応や避難ができるよう連携を図っています。これまでコロナ禍ということもあり、中学生の職業体験の受け入れが出来ない状況でしたが、受け入れの実現に向けて、学校関係者と連携を図り、取り組めるよう努めています。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
 - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
 - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - ☒ オ 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

関係機関や医療機関などのリストを事務室に常備しています。各機関との対応は主に園長や主任が行っており、園との連携状況を月末会議や職員会議で職員間に周知しています。近隣の施設と連携し、卒園後の支援を行えるよう協力関係を築いています。保護者からの相談、園側からの気づきがあった際は、迅速に解決できるよう、子育て連絡会議に園長が出席し、他園の園長や関係機関の担当者とともに地域の状況を共有しています。また、地域における家庭での虐待等権利侵害の状況についての情報を収集しています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

高津区の園長会、主任会、年長児担当者の子育て連絡会議などで地域の情報を収集し、高齢化や少子化など、具体的な福祉ニーズや生活課題を把握しています。年2回運営委員会の中で地域の民生委員でもある園の第三者委員より、町内の様子などを聞きながら、保育所として地域に還元できることを職員間で検討しています。園見学や説明、育児相談に訪れる地域の保護者からは、子育てに関する悩み事や保育所に対する要望などを聴取し、地域の子どもを取り巻く環境を把握するよう努めています。

第三者評価結果

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- ☐ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ☒ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ☒ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ☒ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

把握した福祉ニーズに基づいて、園として地域に貢献できるよう「子ども110番事業」として登録しているほか、園の説明、親子保育、育児相談などを実施しています。育児講座の親子保育では、交流する子どもと同年齢の子どもと一緒に保育活動で楽しみ、活動後に感想を聞くなどして地域の保育園としての専門的なノウハウを地域に還元できるようにしています。災害時に子どもの安全確保を前提に、地域住民に対する備蓄品の提供を行えるよう取り組んでいます。今後は、具体的な地域支援計画のもと、地域のニーズに対応することを課題としています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
 - ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育理念と保育方針に子どもを尊重した保育の実施について基本姿勢が明示され、エントランスや事務室、各保育室に掲示し、職員はいつでも確認ができるようにしています。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、園内研修をはじめ、法人主催の研修や職員会議で事例検討を行うなどして、組織として共通の理解をもつための取組が行われています。また、子どもが文化の違いや互いを認め合える心が育まれるよう、保育の実践につなげています。職員個々の自己評価を年度末に実施し、内部監査を通して子どもを尊重した保育の実施の項目を各自が定期的に自己点検できるようにしています。

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関する規定が整備されており、保育実践について子どものプライバシーに配慮して保育にあたることを明記しています。職員会議では、トイレや着替えなど生活の場面や、プール活動などの場面ごとの配慮事項について確認し合い、保育の実践につなげています。幼児用のトイレにはドアを設置し、おむつ替えの際はスペースを確保して周りから見えないよう配慮しています。テラス全域にカーテンが設置されており、着替え、水あそびの時にカーテンを使用して配慮しています。子どものプライバシー保護に関する園の取組については、看護師が保健指導の一貫としてプライベートゾーンについての取組をほけんだよりにて保護者へ配布し伝えています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 - b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 - c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
- ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 - ☒ エ 見学等の希望に対応している。
 - ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

園のホームページやパンフレットには、保育理念や保育方針、保育目標、園の保育の特色、利用に関することなどを写真やイラストを用いて掲載し、利用希望者に分かりやすく伝えています。高津区のホームページでも園の情報を分かりやすく伝えています。園見学は電話で予約を受け付け、希望者の要望に合わせて日時を設定し一組ずつ対応しています。見学案内は、主に園長と主任が担当し、園のパンフレットを渡し、質問などには園長が丁寧に説明を行っています。園のホームページやパンフレットの掲載内容は、適宜見直しを行い最新の情報を提供できるようにしています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 - b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 - c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。

- ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会で重要事項説明書に沿って、園長が保護者へ説明を行い保育開始についての同意書を受領しています。重要事項説明書に慣れ保育の基本的な姿勢を記載し、保護者の就業状況や子どもの様子に応じて相談しながら進めることを伝えています。持ち物などはイラストで解説した一覧で説明し、保護者の状況によっては現物を見せたり、保護者が理解しやすいよう配慮しています。重要事項説明書の変更があった場合、進級時に在園児の保護者に変更事項の説明を行い、同意書を受領し保育を行っています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☐ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ☒ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所の変更にあたっては、保育の継続性に配慮し、高津区から要請がある際に保護者の了承を得たうえで保育の記録に基づいて適切に転園先への情報提供を行っています。必要に応じて高津区などの関係機関や保育総合支援課と連携を図りながら、引き継ぎを行っています。保護者へは、転園後も「いつでも遊びに来てください」と伝え、相談の申し出があれば、園長や主任が対応しています。今後はさらに、転園先への引き継ぎ内容を記載する様式と、転園後の相談対応について記載した保護者へ渡す文書を作成することが課題としています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 - b) 利用者満足把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 - c) 利用者満足把握するための仕組みが整備されていない。
- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足把握するように努めている。
 - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足把握を目的で定期的に行われている。
 - ☒ エ 職員等が、利用者満足把握を目的で、保護者会等に出席している。

- ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日頃の保育の中で職員は、子どもの表情や遊んでいる様子を見ながら、満足いくまで遊び込めているかを把握するよう努めています。毎年度末に保護者へ利用者満足度調査としてアンケートを実施して結果をまとめ、全職員に周知し、改善策を話し合っています。運動会や保育参加などの行事毎のアンケートでも、意見をもとに職員会議で結果を報告し、開催方法や内容について改善策を検討し、次の行事へ生かすよう努めています。個人面談では個々の満足度を把握できるように保護者の話を丁寧に傾聴し、保護者懇談会などでも保育内容などに対する保護者の意見を聞きながら、満足しているかを確認しています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情解決責任者を園長、苦情解決担当者を保育士とし、第三者委員を2名設置して苦情解決の体制を整備しています。苦情解決の仕組みを記載したフロー図と第三者委員の役割について記載した文書を廊下前に掲示し、重要事項説明書にも明記して保護者に周知しています。受け付けた苦情は改善策を検討して実践につなげており、解決までのプロセスを詳細に記録しています。苦情の申し出者には、検討した内容と対応策を面談形式で伝え、プライバシーに配慮したうえで、掲示や園のホームページなどで公表しています。第三者委員の設置など苦情解決の仕組みについて、保護者への更なる周知の徹底が期待されます。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

重要事項説明書に園長、保育士、第三者委員2名の連絡先と面接、電話、文書などの方法で相談や意見を受け付けることを記載して保護者に説明しています。また、「保育内容や子育てに関するご相談、苦情、ご意見等ありましたらお気軽にご相談ください。」と記載し、いつでも相談に応じることを保護者に伝えてあります。相談スペースとして個室を用意し、保護者の都合のよい日程に合わせ、安心して話ができるよう配慮しています。第三者委員の周知を説明したり、種々の説明書などで保護者へ周知していますが、第三者委員の更なる周知の仕方が課題となっています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。
 - ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 - ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 - ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 - ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 - ☒ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

園長は、送迎時の保護者との会話の時間を相談や意見を聞く機会と捉え、積極的に声をかけ、保護者の気持ちに寄り添って傾聴することなどを職員に伝えてあります。意見などすぐに解決できない場合は、検討後に回答する旨を説明したうえで迅速に対応できるよう努めています。意見箱やアンケートから改善すべき内容を把握した際は、速やかに緊急の話し合いを行い、組織的に解決に向けて取り組んでいます。法人へもシステムを通じて共有しており、迅速に解決できる仕組みがあります。相談や意見の対応手順は、「苦情・要望受付対応マニュアル」に沿って行っており、マニュアルの見直しを定期的に実施しています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

リスクマネジメント体制を整備しており、責任者を園長としています。事故防止・事故発生時の対応マニュアルには事故発生時の対応方法を明記し、戸外活動や水遊び、食事、午睡など場面ごとのリスクや危険性を職員間で共有しています。職員による事故防止委員会が設置され月初会議ではヒヤリハット、怪我報告にて内容、件数を確認し、症例をもとに再発予防につなげています。各年齢ごとに安全点検チェックシート表があり、安全確保策の状況を定期的に確認しています。消防署の指導による救急救命研修や不審者対応訓練を実施し、リスクに対して備えています。

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策においては、園長、主任、看護師による指示系統の体制が整備されています。感染症対策マニュアルには発生時の対応方法を記載し、看護師による園内研修で嘔吐処理方法を学び合っています。看護師は川崎市の健康管理マニュアルに沿って看護業務を行うため、訂正があった際には園の衛生管理マニュアルの見直しを行い、職員に周知しています。感染症の発生時には、状況を掲示や一斉メールで保護者に周知しています。「ほけんだより」に新型コロナウイルスの特徴や発熱時の対応方法など最新情報を掲載するなどして情報提供を行っています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
- ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

有事の際に備えて火災、地震、豪雨災害対応マニュアルを作成し、災害時の対応体制を整備しています。年間の防災計画に基づき、地震、火災、豪雨などの防災訓練のほか、通報訓練や引き取り訓練などを実施しています。災害時等の保護者と職員の安否確認は、災害用伝言ダイヤルやアプリからの一斉メールで行うこととしており、テスト配信も実施しています。食品と備品の備蓄は、管理者を決めてリストを作成しており、アルファ米の炊き出しなども行っています。総合避難訓練の日に合わせて備蓄品を給食で提供し、防災について学ぶ日としています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

種々マニュアルがあり、保育の実施方法に関する職員の姿勢として、子どもを尊重した保育やプライバシー保護、権利擁護について明示し、法人主催研修を通じて、職員の守るべき法、規範、倫理などを学んでいます。職員会議や園内研修では、各マニュアルの内容について職員間で確認し合い、一定の水準を保ったうえで、一人ひとりの子どもの状況に沿った保育を行うことを共通認識として保育実践につなげています。指導計画や保育日誌の評価欄、保育実践がマニュアルに基づいて実施されているかを確認できるようにしています。法人エリアマネージャーが定期的に巡回し、保育状況を確認しています。

第三者評価結果

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
 - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

保育の標準的な実施方法を記載した種々マニュアルの検証と見直しにあたっては、日々の保育の中での職員による気づきや意見により、月初、月末会議や昼礼にて保育の実施方法や手順の確認を適宜行い、マニュアルの見直しにつなげています。職員会議では、職員の共通理解を深めるため、行事の前にマニュアルの再確認を行っています。マニュアルの検証と見直しにあたっては、指導計画の内容が必要に応じて反映し、行事後のアンケートや年度末のアンケートなどから得た保護者の意見や提案をもとに保護者満足度につながるよう反映に努めています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
 - ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画作成の責任者は園長です。作成は、主任の指導のもと、全体的な計画に基づき各クラスの年間計画、月間計画、週案をたて、主任、園長が確認を行っています。入園前に子どもの健康状況、家庭状況、保護者の就労状況、児童調査票等を提出してもらい、入園前面談で情報を得て、課題を抽出し、園として必要な保育や個別の指導計画に反映しています。入園後から支援困難なケースの場合は、療育センターや関係機関と連携し、保育の連続性に努めています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
 - ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

保育実践状況の見直しに関する手順として、年間指導計画は期ごと、月間指導計画は毎月の月末会議で振り返り、自己評価を行って職員間で共有し、保育を行っています。各年齢の担任間でも話し合いを持ち、担任間で子どもの姿を捉える視点に差異がないか、振り返りや自己評価を行っています。評価結果や課題等は各年齢の担任だけでなく、時短勤務職員等にも意見などを聞き、次月や翌日のねらいへ反映するよう次の指導計画を作成しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない
 - ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの成長に関する記録は、全児童の個人別の観察記録、生活状況、発達状況があります。観察期間は各年齢ごとに決められ、食事、生活習慣、全身運動、手指の動き、人間関係、保護者支援の各項目について発達状況を記録し、保管しています。記録の記載方法は差異が生じないよう全職員で統一しています。情報は、各クラスから主任、園長へと報告するよう一元化され、入園時に保護者から提出された児童調査票等をもとに、家庭での生育歴や生活面、食事面等、配慮事項を聞き取っています。配慮事項は、全職員で共有したのちに、無理のない保育生活が始められるようにしています。子どもの情報に変更が生じた場合は、昼礼や毎月の月末会議の中で職員で共有しています。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 - b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 - c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

「個人情報保護方針」には、個人情報取り扱い時の法令遵守や個人情報の安全管理措置を講じることなどを明記し、職員に周知しています。「運営規程」では、保育の提供に関する計画書や記録類の保存期間を定め、園長を管理責任者として適切に保管と廃棄を実施するとしています。保護者へは、「プライバシーポリシー」を掲載した重要事項説明書に沿って入園説明会で説明しています。職員は個人情報保護規定を理解し、入職時に誓約書を提出しています。子どもの写真開示には、同意書の他、保護者の再同意を得て写真開示を行っています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果	
A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

「全体的な計画」は、「保育理念」に掲げている「台地ががっしり根を張る(大樹)に育つ」に基づき、【元気な子・思いやりのある子・最後までがんばる子】を目指して園長が作成しています。基本的生活習慣を身につけ、生活・遊びの場から様々な事を学ぶとする園の特徴を考慮し、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針なども踏まえた内容となっています。年度末に一度、職員からの前年度の課題や評価、意見を取り入れながら「全体的な計画」の見直しを行い、各クラスの職員が年間指導計画書を作成しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果	
A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

保育室は採光がよく取れて明るく、園の内外とも清潔に保たれています。各保育室の時計には湿度、温度が表示され、常時窓を開けての換気に加え、空気清浄機を設置しています。寝具は、通気性の良いコット(簡易ベッド)を使用し、個人のものでひとつ定め、使い回しはしないように管理しています。玩具はこまめに消毒を行い、美化係により、部屋の設定やレイアウト変更を適宜変更し、環境設定を工夫しています。8月には全クラスのおもちゃの入れ替えをするなど発達や衛生面や安全性にも配慮し、子ども達が楽しく安全に過ごせるよう努めています。トイレ、手洗い場は毎日清掃し、トイレの個室はドアに指を挟まないように工夫されています。また、1歳児2歳児は保育室の隣にトイレが配置されており、トイレトレーニングがしやすい環境となっています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☐ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達過程と家庭環境は、入園時に個人面談で把握しています。日々の園と保護者との情報交換は連絡帳を通してや送迎の際の会話の中で行っています。愛着関係はもちろんのこと、日々の関わりのなかで信頼関係を築けるようにしています。保育士は子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように子どもの話をよく聞いたり気持ちの表現が十分できない子どもには気持ちを汲み取って代弁したり、子どもが自分の気持ちを伝えやすいように言葉かけをしています。また保育者が見本となれるように挨拶などは率先して行うように努めています。子どもへの声かけ、職員同士の会話、言葉遣いなどは日々気をつけていますが、まだ徹底されていないこともあり、これからも努力が必要と考えています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
 - ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
 - ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
 - ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
 - ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

生活に必要な基本的な生活習慣については、一人ひとりの子どもに関わりながら、子どもの自主性を考慮して環境を整え、自分でやろうとする気持ちを大切にしています。園では全園児に個人別月案を作成しており、保護者の承諾をもらっています。個別月案を家庭と供給することで、「はしのつかいかた」「トイレトレーニング」など、個々の発達に寄り添いながら、家庭と連携をして進めることができます。また、保健指導を通して、生活習慣に必要な基礎を3、4、5歳児を対象として行っています。内容は、手洗いうがい・骨(自分のからだを大切にしたい)・朝ごはんをたべよう・プライベートゾーンなど毎月テーマを決めて指導しています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。
 - ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
 - ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
 - ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
 - ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
 - ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
 - ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
 - ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
 - ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
 - ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
 - ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが主体的に活動できるように、年齢や発達に応じて、興味や関心をもって取り組める保育室の環境(ロッカーの配置・子ども用トイレ)を整備しています。毎日のリズム体操では、子ども達が自発的にピアノのリズムに合わせて体を動かし、踊ったり、回ったりスキップをしたり楽しんでいる様子がみられます。コロナ禍において、これまでとは違った形での地域交流になってきましたが、今年は子ども達がお神輿を作成することになり、近くにある神社のこども神輿見学に参加し、正しい担ぎ方や神事の成り立ちを聞く体験をしました。実際に見ることで更に神輿に興味を湧き、実際のお神輿作りでは、子ども達がアイデアを出しながら一つのを協力して作り上げました。保育を通して協力することの大切さや楽しさ、達成感を味わうことができています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

保育者は、情緒の安定を図りながら0歳児と愛着関係を形成するとともに、一人ひとりの子どもの状態に応じて心地よく生活ができるように丁寧に関わっています。生活はもちろんのこと、離乳食の進め方など保育士、栄養士を含めた面談も定期的に行い、毎週木曜日に離乳食会議を行い、一人ひとりにあわせた支援を行っています。戸外遊びでは積極的にバギーを使用して、園外に散歩にでかけ、視覚や聴覚といった五感を使って育めるような保育計画を作成、実行しています。保護者との連携は、送迎の際に話をしたり、連絡帳や個人別月案を通して情報を共有しながら、密接な連携をはかるとともに、育児に関する相談に応じています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。

- ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
- ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳以上3歳未満児は、子ども一人ひとりの発達に応じた言葉かけを行い、自分の考えを言葉で表現できるような励ましや、自分でしようとする気持ちを尊重して関わり、ケガのないように探索行動を見守っています。保育士は、子どもの自我の育ちを大切に、友だちとの関わりを見守り、状況にあわせて仲立ちするよう配慮しています。異年齢児と関わる機会を設けており、年上の子たちのリズム運動を見学したり、園外で地域の方に挨拶をしたり、保育士だけではない人との関わりを持てるようにしています。毎月の保護者との個人別月案のやり取りに加え、日々の連絡帳、送迎時の声かけを通して、できる限りの支援や連携を図るよう意識しています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあふ活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳児の保育では、生活習慣の自立と子ども同士でたくさん遊べるよう、集団遊びを取り入れているほか、子どもの興味に合わせて玩具選び、絵本の選定を行っています。なるべく一人ひとりと関われる時間を取りつつ、自分の欲求や主張が伝えられるような保育を心がけています。4歳児の保育では、友だちと一緒に遊ぶことに喜びを感じ、また集団として行動できるように、保育士は子どもとともに、考えていく保育を行っています。5歳児の保育では、一人ひとりの子どもの声を聞き、その子どもの個性にあった工夫をし、子どもが感じたこと、考えたことを自由に表現していけるように配慮しています。子どもの成長において個人別月案をもとに職員が共有し保育要録を通して、小学校への接続を行っています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
 - ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
 - ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
 - ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
 - ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
 - ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
 - ☒ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

＜コメント＞

園は、段差をなくしたバリアフリー構造となっていて、多機能トイレを備えています。また、階段の手すりや、トイレにもつかまる所を設置しています。障害の特性を考慮した個別指導計画を作成し、保育を実践しています。また、障害児についての研修に職員が参加して知識を深めたり、保育補助の職員も研修などのDVDを見て知識を得ています。子どもの状況にあわせて、職員体制を厚くして対応しています。個人に配慮しながら、集団での生活に慣れていけるよう、バランスを取りながら援助しています。保護者とは、定期的な面談の実施と、日々の送迎時にその日の様子などを伝えています。また、療育などの様子を保護者から聞き取り、園でも同じ関わりができるように配慮しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
 - ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

子どもが保護者と離れて長時間過ごすことでストレスを感じないように、毎日の昼礼で子どもの人数、年齢を配慮して異年齢児の合同保育の時間を職員全員で決めています。コロナ禍のため感染拡大防止を考慮して、3～5歳児は18:30に1階の部屋(1歳児クラス)に降りてくることになっています。月案の中には長時間保育のねらい、配慮を記入する欄があり、保育者の意識付けとともに、ねらいが達成されるようになっています。現在は、朝の受け入れ時も玄関から保育室前に代わり、保育士が直接保護者から子どもの様子を聞いたり視診を行っています。担任への伝達事項は記録や口頭で伝え、保育士が子どもの個々の状態を把握しています。お迎えはできるだけ担任が対応し、延長保育時は、引き継いだ職員が保護者と連携がとれるように連絡事項など確実に引き継いでいます。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
 - ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☒ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の中に、「小学校との連携(接続)」として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目」を記載しています。5歳児の年間指導計画には、「小学校への期待や憧れを持てるように活動を計画していく」などを記載し、それに基づいて保育を行っています。年長の担任は、高津区で交流ができる連絡会に参加したり、近隣の小学校と連携をとり、子ども達や、保護者に小学校のイメージが伝わるよう、11月の個人面談で話したりしています。子ども達は就学の準備として、年明けから、午睡の時間を減らしたり、午睡の時間を使って、机にむかったり、身の回りの事(はんかち・ティッシュ)、上履きをはく練習などを取り入れていきます。保育要録は担任が作成し、小学校へ送っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ☐ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

園では「健康管理マニュアル」のほか、「保健計画」を立て、それに基づいて子どもの健康管理を行っています。朝の健康観察では、子どもの健康状態やけがなどを確認し、降園時では園での様子を伝えています。毎日の健康チェックカードをもとに、子どもの体調、家族の体調も把握できるようにしています。体調に関して、午睡明けの全クラスの検温を行い、保育中に子どもが発熱やケガをした際には看護師が確認をして、園長に伝え、保護者対応をしています。職員に対してSIDSの研修を毎年、1回行っていますが、保護者に対しての情報の提供をしておらず、今後保健だよりに掲載する予定です。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
 - b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
 - c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園医による内科健診や歯科健診の結果は、「すこやか手帳」に記載するとともに保護者に伝え、必要に応じて医療機関の受診を勧めています。結果について気になることがある場合は、全職員に周知しています。健診で子どもの発達状態など心配なところが見つかった場合には、園医からアドバイスを受け、それをもとに保護者と連携をとり、対応しています。歯科健診では、うがいをすることの大切さを保健指導へと繋げています。現在はコロナ禍のため、歯磨き指導ができていません。コロナの状況を見ながら再開する予定です。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☐ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギーのある子どもの対応について、「食物アレルギーマニュアル」や「川崎市健康管理マニュアル」を整備し取り組んでいます。マニュアル内容に沿って、入園時にアレルギーの有無や保護者と連携の仕方などを確認し、食物アレルギーがある場合は「医師の指示書」を提出してもらっています。栄養士や保育士の注意事項を職員に周知し、適正に対応する体制ができています。食物アレルギーのある子どもには翌月の献立表を保護者に渡し、食材の共有が取れた上で代替食の提供をしています。食器やトレイも他児と分け、お代わりをしないため少し多めに提供しています。今後、保護者にアレルギーのリスクを説明し、食べ物を保育園内に持ち込まないことなどの理解をしてもらうよう取り組む予定です。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

全体的な計画の中に「食育の推進」が記載され、年間の食育計画をたて、月に1回以上は食育をねらいとした保育内容を取り入れています。事前に保護者に献立表を配布しています。子どもの苦手なものが提供された時や少食な子どもには量を減らし、食べることが負担にならないように配慮しています。苦手意識のあるものが少しでも食べられた時や完食できた時などは、一緒に喜び、子どもの達成感につながるような声かけをしています。毎月、「給食だより」を発行したり、子どもに人気の献立レシピの情報提供も行っています。乳児クラスは連絡帳を通して、幼児クラスはお迎えの際に喫食状況などを保護者に伝えています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 - b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 - c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

＜コメント＞

1ヶ月の献立は、2週間の献立を2回提供するサイクルメニューを取り入れ、自園でたてています。給食室が玄関を入ってすぐの場所にあり、大きな窓からは子どもたちがいつでも給食室の中を見ることができます。子ども達が見えるようにその日の献立がひらながで書かれています。栄養士、調理師は子ども達の食事の様子を見て回り、残食調査を行い、より食べやすいように食材の柔らかさや形、味付けなどを変えて提供しています。また子どもが楽しく食事ができるよう、誕生日食や季節を感じられるメニューを取り入れています。日本の郷土料理を提供する取組では、2年半で全都道府県のメニュー提供を達成しました。給食会議では、クラスの喫食状況や食具の提供の仕方など、保育士と共有しています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

＜コメント＞

0～2歳児は毎日連絡帳を使用し、家庭と園での子どもの様子を記入して保護者との情報共有を図るとともに、保護者と園とのコミュニケーションツールとしています。運営委員会は年に2度行われ、情報交換の場として振り返りや保育のねらいなどを共有しています。また、個人別月案を通して、0～2歳児は毎月、3～5歳児は2ヶ月に一度、保護者と一緒に内容を確認し、目標を理解して子どもの支援をしています。子どもの様子は毎月園だよりやクラスだよりで配布したり、アプリでもクラスの様子を配信しています。必要に応じて個人面談を設け、家庭の様子を聞き取るほか、園での様子を伝え共有して記録として残しています。

A-2-(2) 保護者等の支援

		第三者評価結果
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
 - c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
 - ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
 - ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
 - ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
 - ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保育者は送迎時に積極的に保護者に声をかけ、コミュニケーションを図っています。対話を大切にし、日頃から保護者と信頼関係が築けるよう努めています。重要事項説明書には「保育内容や子育てに関するご相談がある場合にはお気軽にご連絡ください。」と掲載し、相談を受ける姿勢を示しています。相談の際には時間や場所を設けてプライバシーが守られる環境を用意し、落ち着いて話ができるよう配慮しています。相談を受けた職員は事前に園長、主任とあらかじめ話し、適切な対応ができるよう心がけています。相談内容は記録し、職員間での共有、さらに継続してフォローできるよう努めています。

		第三者評価結果
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
 - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
 - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

虐待などの兆候を見逃さないように、保育者は朝の受け入れ時や着替え、おむつ交換の時に子どもの様子を観察しています。不明なケガが確認できた時は関係職員に周知をし、ケガの部位を写真で残して記録するとともに、園医にも連絡するなど相談できる体制が整っています。虐待防止マニュアルの確認のため、園内研修が定期的に行われており、職員も研修報告をすることで、マニュアルの理解度を深めています。気になる家庭には、こまめに声かけや連絡をとりながら、精神面や生活面で援助ができるようにしています。また、児童相談所に関する案内を周知しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

年間指導計画は4期に分かれ、期ごとに「ねらい」が設定され、月案、週日案とつながり、その都度保育士の自己評価ができています。子どもの保育にあたり、週案や月案をクラス内で共有し、幼児・乳児会議が定期的に行われ、そこで話し合いを行い各指導計画の反省や考察を実施して翌月の月案へと反映されていきます。自己評価を通して振り返り、改善につなげるほか、保育士一人ひとりの学びや保育の質の向上につなげられるようにしています。保育士一人ひとりの自己評価書類の振り返りを園全体でとりまとめ、集計して次年度の保育へ生かせるよう取り組んでいます。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323